

# 令和4年第5回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月20日（月曜日）

## 議事日程（第4号）

令和4年6月20日（月）午前10時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第56号から議案第58号まで
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第53号撤回の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	坂下善英君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	佐藤孝君	20番	駒形信雄君
21番	近藤和義君		

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
総務部長	中川宏君	企画財政長	猪股雄司君
市民生活部長	金子聡君	社会福祉長	吉川明君
地域振興部長	石田友紀君	観光振興長	岩崎洋昭君

教育次長	磯部伸浩君	企画財政部長 副部長 (兼財政課長)	平山栄祐君
市民生活部長 市民課長	倉内学君		

---

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係 係長	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

令和4年第5回（6月）定例会 一般質問通告表（6月20日）

順	質 問 事 項	質 問 者
9	<p>◎人が人らしく生きられる佐渡を子どもたちに喜んで渡すために質問をする</p> <p>1 国民保護計画に基づく島民避難計画について</p> <p>ロシアのウクライナ侵攻に当たり、ウクライナからの避難民が毎日出ている現状にあるが、今後日本が交戦権を持ち、戦争ができる国になると、国民は難民として国外に逃げるできないと危惧する声が上がりに始めている</p> <p>(1) 島内には日米弾道ミサイル防衛網にある通称ガメラレーダーがある。有事の際に攻撃の対象になるのではないか</p> <p>(2) 島民の命と財産は守れるのか。島民避難計画によると、全島民に対して手荷物2つで島外避難となっている。財産は誰が守るのか。この計画の現実性を問う</p> <p>2 柏崎刈羽原発の再稼働について</p> <p>(1) 5月に発覚した不祥事等、柏崎刈羽原発の危機管理意識についての見解</p> <p>(2) 市長は県知事と柏崎刈羽原発の再稼働についてどのような話合いを持っているのか</p> <p>3 コロナワクチン接種について</p> <p>(1) 去る5月、これまで厚生労働省が伝えてきたコロナウイルス感染の陽性者の比率が正しくなかったとの衝撃的な報道があった。今月に入ってから、厚生労働省が再集計した結果、ワクチン2回接種者の陽性率が、半数世代で未接種者を上回っていることが判明したと発表している。この不祥事についての市長の見解と今後の対応を求める</p> <p>(2) 全国有志医師の会からオセロプロジェクトとして、去る3月に全国の自治体の首長に要望書と要望事項の根拠となる資料が送付されている。ワクチン接種の危険性と将来の後遺症に、ワクチン接種実施主体である自治体がどのように責任を取るのかも危惧されている。それをどのように受け止め、対応しているか</p> <p>(3) シェディングという被害を知らずに被っている子どもたちを危惧する声が上がっている。佐渡市の理解と対応を問う</p> <p>4 佐渡鉱山の朝鮮人強制連行の歴史を忘れない取組について</p> <p>(1) 日韓併合後、アジア太平洋戦争が終わるまでの間、佐渡鉱山に働きに来た朝鮮人は何人いたのか</p> <p>(2) 戦前は、労働者は募集、官斡旋、戦中は、徴用と形を変えたが、新潟県史にはいずれも「強制連行」であったと記されていることについてどういう見解か</p> <p>(3) 1990年代前半に「過去・未来—佐渡と朝鮮をつなぐ会」が活動し、戦時下</p>	荒井眞理

順	質 問 事 項	質 問 者
9	<p>のタバコ台帳を手掛かりに韓国まで強制動員の被害者に会いに行っている。その事実を承知しているか</p> <p>(4) 被害者の証言を収録した映像や書類があるが見ているか</p> <p>(5) 和倉元相川町長は「お詫びする」と被害者らに伝えたが、佐渡市長はそれを継承しているか</p> <p>(6) 誰もが人として生きる権利を持っている。痛ましい歴史を繰り返してはならないという立場で、忘れることなく後世に伝える取組を求める</p> <p>5 外国人労働者政策の転換期について</p> <p>全国で技能実習制度の廃止と特定技能制度の見直しを求める動きが出始めている</p> <p>(1) 2021年度県内で立て続けに技能実習生への劣悪な労働環境と不当な労働侵害事件が起きた。それを受けて佐渡島内の実態をチェックしているか</p> <p>(2) 佐渡市はこれらの制度見直しについてどのような立場か、考え方を問う</p> <p>6 外国籍をルーツに持つ住民への支援について</p> <p>生活の中で我慢している住民が一人もいないよう、積極的な計画を求めてきたが、具体的な取組が見えない。その後どのような取組を考えているか</p> <p>7 支所・行政サービスセンター中心の地域づくりについて</p> <p>2021年度に市長のタウンミーティングで様々な意見を聞いておられたが、地区により課題が異なる。地区ごとの具体的な展開をどう精査されたか</p> <p>8 母子にやさしいまちづくりについて</p> <p>(1) 令和4年3月定例会で佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例が成立したが、同条例施行規則に保護者の責務、地域の責務、事業者の責務など当事者が承知していない内容が課されている。今後どのように周知するのか</p> <p>(2) 2021年度は出生数が減少している。母子にやさしいまちづくりに本気で取り組まなければ生まれてくる子どもたちがかわいそうだという市民が心を痛めている。条例に基づく市の方針を説明せよ</p> <p>9 コロナ後の佐渡観光の在り方について</p> <p>コロナ前とは異なる観光の在り方が問われている。以下の徹底を進めるべきと考えるが方針を問う</p> <p>(1) キャッシュレス決済</p> <p>(2) 外国語表示</p> <p>(3) 外国語での対応</p> <p>(4) 地産地消の食の提供</p>	荒井真理

午前10時00分 開議

○議長（近藤和義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 議会運営委員長の報告

○議長（近藤和義君） 議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。先週の金曜日17日に議会運営委員会を開催し、今定期例会の会期日程の変更について協議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

市長から議案第53号 字の変更について（鷺崎地内）について撤回の申入れがありました。撤回の理由は、要望地域から要望内容を変更したいとの申出があったためということであります。

お手元に配付した会期日程表（変更2）を御覧ください。本日6月20日の部分であります。荒井議員の一般質問、追加議案、行政報告の後、議案第53号撤回の件についての議事を行う予定であります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（近藤和義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いします。

荒井真理君の一般質問を許します。

荒井真理君。

〔13番 荒井真理君登壇〕

○13番（荒井真理君） 皆さん、おはようございます。無党派、無所属の荒井真理です。通告に従って質問をいたします。

人が人らしく生きられる佐渡を子供たちに喜んで渡すために質問をする。

1つ目、国民保護計画に基づく島民の避難計画について。ロシアのウクライナ侵攻に当たり、ウクライナからの避難民が毎日出ている現状にある。今後日本が交戦権を持つという動きを今国会、また政治家の中で強めていますけれども、もし日本が戦争できる国になると国民は難民として国外に逃げることができないのではないかと、ウクライナのような地続きではないではないかと、私たちは一体どこに難民として出るのだろうかという危惧する声私の周りでは上がり始めています。

このことをもって質問させていただいておりますが、1つ目、国内には弾道ミサイル防衛網にある通称ガメラレーダーがあります。有事、つまり武力紛争自体も含まれます。そのときに攻撃の対象になるのではないのでしょうか。

2つ目、島民の命と財産を守れるのか。この国民保護計画に従った避難計画の実効性について問います。この島民避難計画によると、全島民に対して実質手荷物は2つだけで島外避難をしてくださいということ

になっています。車も持って出ることはできません。財産は、果たしてでは一体誰が守ってくれるのか。この計画の現実性を問います。

大きい2つ目、柏崎刈羽原発の再稼働についてです。5月に発覚した不祥事がありました。通行証の期限切れがあったにもかかわらず、3回もそれを用いて柏崎刈羽原発の中に入っていくことができたという。これは、東京電力の社員が起こした不祥事です。この柏崎刈羽原発の危機管理意識についての見解を問います。

また、市長はこの件で県知事と柏崎刈羽原発の再稼働について、改めてどのような話合いを持っているのかお伺いします。

大きい3つ目です。コロナワクチンの接種について。去る5月、これまで厚生労働省が伝えてきたコロナウイルス感染の陽性者の比率、これが正しくなかったとの衝撃的な報道がありました。コロナウイルス感染をするのは、ワクチン未接種の人のほうが多いと、それまで厚生労働省はそうに言っていました。ところが、今月6月に入ってから厚生労働省は、再集計した結果、ワクチン2回接種者の陽性率のほうが未接種者を半数世代で上回っている。つまり未接種者よりもワクチン2回接種した人の陽性率のほうが高いということが判明したと発表しています。この不祥事についての市長の見解と今後の対応を求めます。

2つ目、全国有志医師の会からオセロプロジェクトとして、去る3月に全国の自治体の首長に要望書と要望事項の根拠となる資料が送付されています。ワクチン接種の危険性、将来の後遺症にワクチン接種の実施主体である自治体、つまり佐渡の場合は佐渡市です。佐渡市がワクチン接種の実施主体です。佐渡市としてどのように責任を取ることを考えているのか。そういうことも危惧されているということがこのオセロプロジェクトの行動です。それをどのように受け止め、対応しておられるでしょうか。

そして、シェディングという被害、これについても危惧しています。シェディングというのは、ワクチン未接種の人が接種した人の体や息から出る物質、それが毒素に当たるのですけれども、それによる害を被る。このことを子供たちが知らないでいるかもしれない、そのようなことを危惧する声が上がっています。このシェディングについての佐渡市の理解と対応を問います。

大きい4つ目、佐渡鉱山の朝鮮人強制連行の歴史を忘れない取組について。日韓併合後、アジア太平洋戦争が終わるまでの間、佐渡鉱山に働きに来た朝鮮人は何人いたのか。戦前は、労働者は募集、官あっせん、戦中は徴用と形を変えましたが、新潟県史にはいずれも強制連行であったと記されていることについてどのような見解を持っているか。

1990年代前半に「過去・未来—佐渡と朝鮮をつなぐ会」が佐渡島内で活動し、戦時下のたばこ台帳を手がかりに韓国まで強制動員の被害者に会いに行っておられます。その事実を承知しているか。

被害者の証言を収録した映像や書類をその活動の中で作っています。それらを見ていますか。

そして、被害者が佐渡相川に訪問されたとき、時の和倉元相川町長はおわびすると被害者らに伝えたが、佐渡市長はそれを継承しているか。

誰もが人として生きる権利を持っています。痛ましい歴史を繰り返してはならないという立場で、忘れることなく、後世に伝える取組を求めます。

大きい5つ目、外国人労働者政策の転換期についてです。全国で技能実習制度の廃止、そして特定技能制度の見直しを求める動きが始まっています。昨年度県内で立て続けに技能実習生への劣悪な労働環境と

不当な労働侵害事件が起きました。それを受けて佐渡島内の実態をチェックしているでしょうか。

佐渡市は、これらの制度見直しについてどのような立場か、考え方を問います。

大きい6つ目、外国籍をルーツに持つ住民への支援について。生活の中で我慢している住民が一人もないよう、積極的な計画を求めてきましたけれども、具体的な取組が見えてきません。その後どのような取組を考えているのかお聞かせください。

大きい7つ目、支所、行政サービスセンター中心の地域づくりについて。昨年度市長のタウンミーティングで様々な意見を地域地域でお聞きになられたと思います。それぞれの地区によって課題は異なっていると思います。地区ごとの具体的な課題解決の展開をどう精査されたのかお聞かせください。

大きい8つ目、母子に優しいまちづくりについてです。令和4年3月定例会で佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例が成立しました。この条例施行規則の保護者の責務、地域の責務、事業者の責務など、当事者が承知していない内容が課されています。今後どのようにこれらを周知するのでしょうか。

そして、昨年度の佐渡島内の出生数は、また減少しています。母子に優しいまちづくりに本気で取り組まなければ、生まれてくる子供たちがかわいそうだと市民が心を痛めています。条例に基づく市の方針を説明してください。

大きい9つ目、コロナ後の佐渡観光の在り方について。コロナ前とは異なる観光の在り方が問われています。以下の徹底を進めるべきと考えますが、方針を問います。4つあります。

まず、キャッシュレス決済。

2つ目、外国語表示。

3つ目、外国語での案内対応。

4つ目、地産地消の食の提供について。

以上、演台からの質問を終わります。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず、前段に申し上げておきたいと思っております。私は、佐渡市長でございます。末端自治体の市長としての市民の生命、財産を守る、これ私の仕事でございます。そして、広域的には県、国、そして連携しながら、法に基づいて仕事をしている前提でございます。そういう点で、あくまでも法に基づく中で御説明、お答えできることはお答えをしまいたいというふうに考えております。

それでは、まず1つ、国民保護計画に基づく島民避難計画でございます。攻められるかという話ですが、これは様々な形があるので、一概には申し上げることはできないだろうというふうに思っています。全国にレーダー基地があるわけでございますので、これは一概には私は申し上げられません。いかにもどのような形になるか次第でございますので、それは防衛省のほうで様々なシミュレートしながら、国を守るという形で取り組んでいるものと考えているところでございます。

また、避難等につきましては、国民保護計画に基づく島民避難計画でございます。様々な法律の中でうたわれておりますが、事態対処法、また自衛隊法などによって国民を守っていくという形になっているわ

けでございます。島民の避難に関しましては、国民保護計画に基づき、対応マニュアルを作成しております。佐渡市としては、やはり避難というのは末端自治体、しっかり我々取り組まなければいけないということでございますので、今の様々なこの世の中、世界の情勢を踏まえながら、見直すべきものが必要であれば、また見直していくことがこれから大事になるというふうに考えております。

柏崎刈羽原発の再稼働の問題でございます。何回か東京電力から佐渡市のほうにもおいでいただいて、現状の報告はいただいておりますし、この不祥事が続いていることに遺憾の意を伝えておるところでございます。知事との話ということですが、私自身はもう知事とは以前からこの3つの検証なしに再稼働は認めないというスタンスを取っているということでございますので、私自身もこういう方向で考えておりますので、個別にこのことについて特に話しているということにはございませんが、この3つの検証というのが大事だろうと考えているところでございます。

コロナワクチンの問題でございます。これにつきまして様々な御質問をいただいておりますが、基本的には我々は予防接種法に基づいて行っているわけでございます。そして、また実施につきましては厚生労働省からの通達、通知に基づいて取り組んでおります。そういう点でございますので、個々の様々な御意見がある中ですし、報道があったというのも承知しておりますが、これについて私が佐渡市長として意見を申し上げるものではないというふうに考えております。

賠償につきましては、予防接種法の中に賠償がございます。国の事業は、基本的に国が賠償するということとなりますので、もちろん事務等は我々のほうで行わなければいけません、そういう国の予防接種法の中で賠償していくということになるというふうに考えております。

佐渡鉱山の歴史でございます。これにつきましては、現在国、県、市と連携しながら、様々な課題を整理しておる状況でございます。佐渡市長として、元相川町長の継承のお話もございましたが、この全項目について申し上げます。基本的に佐渡市長として今見解を述べる状況、またその資料等を私はあれしておりますので、ここではちょっとお答えできないというふうに考えておるところでございます。お答えができないというより、お答えができるデータがないというふうに申し上げさせていただきます。

外国人労働者政策でございます。技能実習生の劣悪な労働環境、今様々な形でニュース等で報道されております。私どもが今具体的に細かい内容が分かっているわけではございません。佐渡市内において、現在事案は確認されていない状況でございます。これにつきましても我々の調査をする権限ではないということから、我々現場のほうはしっかりと把握しながら、監督等は国の機関等が対応いたしますので、そこと連携しながら、しっかりと人権を守っていくことを取り組むのが当然だというふうに考えております。

外国籍をルーツに持つ住民への支援でございます。今日本語を学習する機会の提供、外国語母子手帳の配付などを行っております。コロナ禍ということで、なかなか人が集まるということもできなかった点もございますが、今後国際理解、出前講座の実施なども積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

タウンミーティングの意見でございます。全ての支所、行政サービスセンターということですが、どこを指しているのかちょっとはつきりいたしませんので、ちょっとお答えしづらいところがあるのですが、基本的にはタウンミーティングで支所、行政サービスセンターごとにいただいたものを支所、行政サービスセンターに連絡をしております。そして、その支所、行政サービスセンターだけではなくて、全部の支所、行政サービスセンターと共有するというふうにしております。その中でできる

だけスピーディーに取り組むようにということで指示をしておるところでございますので、またいろいろな問題、課題等を御提議いただきながら、我々としてもしっかりと早く解決するというふうに取り組んでまいりたいと考えております。

佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例でございます。理念条例の場合、ほかの条例も踏まえていろいろな責務の形があるわけでございます。ただ、その責務に罰則規定があるということではなく、みんなで頑張ろうという思いの中で理念条例をつくっている。これは、離島振興法、有人国境離島法も含めて、そういうことになっていくわけでございます。そういうことでございますので、我々としては佐渡の子供たちが健やかに成長するように、みんなで、島全体で頑張りたいという方向性をお願いしているということでございますので、行動の強制というのは一切ございません。また、様々な課題については、その課題に応じた適切な対応を取っていくというふうを考えておるところでございます。今後も子供を産み育てやすい、そういう島をつくっていくという点でもやっぱり結婚から妊娠、出産、子育て、望む方への支援を徹底していくということが重要だというふうに思っておりますので、これからもそれに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

コロナ後の観光の在り方でございます。キャッシュレス決済ですが、もう既に今カードではなくて、QRコード等もかなり増えておるとい認識をしております。また、この非接触式、非常に機械の導入コスト、また手数料等も低いということもあり、島内でも一定程度広まっているというのが現状でございます。そういうことも踏まえながら、どのような形が適切なのかも踏まえて議論をしていく必要があるというふう考えております。

外国語表記でございます。既にもう5か国語対応のスマートフォンのガイドアプリ、これ世界遺産の構成資産のみでございますが、アプリを導入しております。まだまだ利用率を含めて、もっとPRをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、ホテルなど観光施設のおもてなしなどは翻訳アプリや機器、今かなり精度が上がっていますので、しっかりと活用を考えてまいります。また、外国語の対応につきましては、今年度も市の国際交流員を講師とした英語教室、中国語教室を計画しております。

地産地消につきましては、もう10年、20年前からこれに向けていろいろな議論があって、進んできておるところでございます。単純に物を作って入れられるということではないというふうに思っておりますが、ホテル、施設等が積極的に導入できるような形で、様々な議論をより一層進めていくというふうに考えておりますし、マグロ、寒ブリなど高付加価値化の食材の提供もしっかりと議論をしながら進めていくということが大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 再質問を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 3について答弁がなかったのですけれども。

○議長（近藤和義君） もう一度お願いします。

○13番（荒井眞理君） 3の（3）、シェディングについて。

○議長（近藤和義君） 答弁は、予防接種法の中で賠償がうたわれているという答弁だったと思いますが。

再質問でどうぞ。

○13番（荒井眞理君） では、大きい質問、重要な質問が幾つかありますので、そういうことを重点的に伺いしたいと思います。

まず、国民保護計画に基づく島民避難計画です。よく市長は実効性を担保するというをおっしゃっていますので、この計画は本当に実効性が担保できるものなのかと、このことを私は聞きたいと思っております。このことは今回ウクライナの多くの避難民が出ているときに、これさて、佐渡でどうなるのだろうか。前からこれ大きな問題になるというふうに思っていましたけれども、仮に実際に戦争が始まってしまうとなかなか自分の国、地域に戻れないという現状があります。この国民保護計画、私たち島民はどこに逃げることになっているのでしょうか。そういう計画はどうなっていますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

国民としてどこに逃げるかというところはこの計画の中では明記はされておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 基本的にこの計画というのは、全島民が避難するというのが前提だと思いますけれども、みんな勝手にてんでばらばら、好きなところに行っていい、好きな時間に好きなように行ってくださいと、そういう個人のばらばらな行動に任せるといえるものですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

いろいろなケースがあるかと思いますが、有事の際には屋内に避難をするというのがまず大前提でございます。その後いろいろなケースが出てきた場合に、必要に応じて島外に全島民が避難をするというようなどころもうたっております。まずは有事が発生した場合には屋内というのがまず大前提でございます。基本的には命を守るという形が大前提に考えられております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今、日本は敵基地攻撃能力を持つと、これ実際戦争をするということです。ただ、これは憲法第9条を変えなければ、決してそれはできません。日本は、交戦権を今持っていません。ですから、私たちがこれ憲法第9条を変えなければ、敵基地攻撃をするということは、攻撃し返されてもいいと。これ戦争するという意味ですよね。そのときに、先ほど市長はガメラレーダーが一概に攻撃されるかどうか分かりませんとおっしゃいましたけれども、国際法、戦争法、ジュネーブ条約、これにはどう規定されているのか。ガメラレーダーがありますから、何かはちゃんと御存じだと思いますけれども、御答弁をお願いします。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

それぞれの法令でどうなっているかというところまでは承知しておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そこが最も危険なところですよ。先ほどの市長の答弁聞いて、御存じないのだということは分かりました。戦争法というのは国際法です。軍民と文民というのは立場が違います。軍事施設と

民間の施設も違います。これははっきり線引きしているのがジュネーヴ条約、そしてその戦争法です。今回もウクライナで民間の人が何人亡くなったとか、攻撃されたということが問題になるのは、このジュネーヴ条約、国際法、戦争法に違反しているから、それはニュースになるのであって、兵士が何人亡くなったか。これは、戦争法では兵士はシュートされてもいいということになっています。このことを私たちがきちんと頭に入れていないと、ガメラレーダーがあることは別に攻撃されることもないし、問題ないということではなくて、最初に狙われるのは、例えば銀行でいったら監視カメラです。レーダーというのが言ってみれば銀行でいうところの監視カメラです。ですから、レーダーは最初に狙われる軍事施設の一つだと、このように言われています。こういうことはどなたか聞いたことないですか。総務部長でも市長でも。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

いろいろなケース、いろいろな議論がされておるとは思いますけれども、直接そのような形で、どのような場合にどうするかというところは、そのガメラレーダーがあるというところだけでは承知しておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これは、大変重要なことなので、単に自衛隊がいますとか、航空自衛隊の基地がありますということではなく、自衛隊というのは訳すとジャパニーズアーミーです。日本軍なのです。ですから、それはなぜかという武装している、あるいは武器を使って戦うことができる訓練を受けている人たちがいるからです。これが違うと、私たち文民というのは一般市民です。と違うというところをきちんと島民に教えていただきたいと思います。これは、まず国際法がどうなっているのか確認するところからと思いますけれども、国際法、確認していただけますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

この後確認はさせていただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） その上で、これはおおいおいやっていただくことになりますけれども、国民保護計画の避難のときに、では船が足りないから、自衛隊の何かを出してもらおうと。これはできないということも、そうするとおのずと分かると思います。

それから、事実上2つしか荷物持っていくことはできないのです。つえをついていらっしゃる方々はどうするのかとか、そういうときには自衛隊の人たちに頼みましょうと。これもできないのです、有事になってしまったら。武力攻撃事態では軍民と文民ははっきり分けなければいけない。そうすると、では島民が全島避難というのが、これが国民保護計画に基づいた避難計画になっていますけれども、私はこれ策定した委員の一人でしたから、内容はよく分かっております。今回も確認をしております。そういうふうにして、誰か、自衛隊の人が助けてくれるだろうと思ったら、この武力攻撃事態ではそれはできないのです。では、果たしてこの計画の実効性が担保できるものなのか。このことについてきちんと検証もしていただきたいと思います。していただけますか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この情勢を踏まえながら、国のほうにまた話をしながら調整を考えてみたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 国ももしかしたらちゃんと認識していないかもしれません。前に有事の際に、もし仮に、これは当時安倍首相でしたけれども、韓国にいる邦人を救出するとき、アメリカの艦隊に邦人を乗せてもらって日本に送ってもらわなければいけない。だから、新たに法律を改正する必要があるという説明をされました。それに対してアメリカの軍はどういうふうに答えたか。いやいや、そんなことしませんと。私も当時安倍首相がそういう説明したので、私本当にびっくりしたのですが、アメリカはそれを聞いて、いやいや、やりませんと。なぜか。これは、国際法、戦争法でそれはできないという規定になっているからです。ですから、国にももちろん確認していただきたいのですが、私たち足元の問題ですから、このガメラレーダーがあって、私たちが一体どのようにして……

〔緊急地震速報のブザーが鳴る〕

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

---

午前10時39分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

荒井眞理君の質問を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） では、続けさせていただきます。

一国家の総理大臣ですら戦争法というのは実際どういうことなのかというのは正確には把握しておられなかった。ほかの国から、それはやりませんときちんと言っていた。そのようなこともありますので、この戦争法についてはきちん確認して、そして今、日本は国民の不安がありますというようなことを口実に、軍事費2倍にも増やして、そして核兵器保有も目指しているような、そんな動きがあります。このような動きに対して、私たちは現実的に自分たちの自治体で実際に、命を守るということは優先と言われましたけれども、実際ここに住んで生きて、そしてここで死ぬのだと思っていらっしゃる方々が島外に荷物2つだけ持って出るということを選択されるのかとか、そういう実効性が本当に担保されるのかということをよく今後も注視していただきたいと思います。私は、計画立てたときに、これは本当に無理だと思いましたが、そのことは意見を申し上げましたけれども、戦争が実際に起きてしまったら、この島は国民保護計画によって動くことで、命だけではない、財産に大きな損害を被るということ、このことを積極的に考えていただきたいと思います。

2つ目の質問に移ります。柏崎刈羽原発の再稼働についてです。5月に発覚した通行証の期限切れというのは本当に遺憾だと思います。市長は、遺憾というふうにおっしゃっていましたが、昨年12月に東京電力からそれまでに起きている様々な一連の不祥事について御迷惑、御心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げますという大きなレポートが議員にも配られています。にもかかわらず、また危機管理意識の低さを露呈するようなこと、2月にも発覚したことが5月にもまた発覚した。本当に

残念だと思います。このことが起きたときに、私の記憶では県知事は特に何もコメントを出さなかったのです。私は、そういうふうに記憶しているのですが、佐渡市としてはやっぱり厳格に原発の危機管理をしてもらいたい立場だということと、「ちょっと知事、何も言わないのですか」とか、そういう関係にあるか分かりませんが、3つの検証をきちんとしてもらいたい、大事にしてもらいたいと思っておられるのであれば、3つの検証の中でこういうこととか、何かそういうやり取りがされているのか。個別には何も話していないというのですけれども、そういうことでもやっぱり確認したいかなとか、市長の中ではどんな思いでいらっしゃるのかももう一度聞かせてください。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず1つは、3つの検証をしっかりと進めてほしいということが一番でございます。そういう点でしっかりと進めると知事がおっしゃっておるわけでございますので、そこは知事を信頼しておるところでございます。また、細かな点については柏崎市の桜井市長とも様々な形でちょっとお話することもあります。桜井市長のほうがしっかりと東京電力のほうに物を言っているというのはニュースでしっかり出ておりますので、地元自治体の市長として桜井市長のおっしゃっていることはいろいろお話もお伺いしておりますし、そういう中でしっかりと意見を言っていきたいというふうに私は考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 3つの検証で、本当に大事なのですが、花角知事になってからこの4年間、この検証委員会1度しか開かれていない。これ真剣にやっていると私はとても思えないので、知事には再稼働をすとかしないとかいう権限があります。ぜひこれは、県民投票に持っていきたいという動きは全県的にあります。そういうことも含めて、市長も真剣に再稼働を認めないというスタンスで、様々な意見をまた佐渡市民にも発信していただきたい。どういうことで再稼働についてはみんな考えていきましょうとか、原発について考えていきましょうというようなことを何かの折にでもメッセージを出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 原発の計画には5キロメートル圏、30キロメートル圏という一つの枠がございます。佐渡はそこを離れているわけでございます。そういう点で離れている市町村の私が物を言うということももちろん当然あるのですが、やはり市長会を通しながら、様々な形で現状を把握しながら、どういう声明を出していくというのがより効果的かというふうに考えておるところでございますので、そういうところでの議論が大切かというふうに思っておりますし、5キロメートル、30キロメートル圏内の自治体については我々も情報共有しながら、距離はありますけれども、海で挟まれているだけですので、そういう部分でしっかりと様々な形の検討を進めていくということは取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） しっかりとというのは本当に何度も使ってしまうのですけれども、私たち。先ほどの国民保護計画は、原発事故が起きたときにもこれを応用して使うということになっています。でも、どこか攻撃されるというのは島内の1か所とか部分的なものかもしれないのですけれども、攻撃の場合は、原発の場合は一斉に私たちどこかに避難しなければいけない。本当にもう難しい。この避難という実効性は、

難しい立場に置かれるというところをお願いしたいと思います。特に柏崎刈羽原発は、東京のための原発であって、新潟県民のためではないということ、そして硬い岩盤まで届くのに340メートル以上ある。今も地震がありましたけれども、大地震で揺れたときに340メートル以上ないと硬い岩盤に出ないという、日本で一番危険で最悪な立地条件にあるということです。ぜひしっかりと佐渡は再稼働については絶対に認められない、認められないというのは反対だということをはっきり言っていただきたいと思います。

次に、3つ目、ワクチン接種についてです。ちょっと私としては、厚生労働省ひどいと思って、5月のコロナウイルス感染の陽性者の比率の問題についてゆゆしきことだと思って、本当に驚きました。何が起きたかちょっと記憶にない方もいらっしゃるかもしれないので、おさらいしますけれども、この新型コロナウイルスに関する陽性者を集計するときに、ワクチンを接種している人よりまだ接種していない人のほうが陽性になる確率が高いと、それまでずっとそういう発表を厚生労働省はしていました。ですから、皆さんワクチンを打ちましょう、ワクチンを打ちましょうと、これ何度も言われてきました。私は、それ聞きながら、いや、私の持っている知識とは違うと。ワクチンを接種すればするほど免疫力が下がる、陽性になるというレポートを私は聞いているので、そうかな、よその国はそういうことなので、どうして日本は接種している人のほうが陽性者が少ないのかと、おかしいと思っていましたら、5月になって、いや、これカウントの仕方が違うではないかということで、急遽カウントの仕方を変えた。これは、非常に国民をだましていたのか、一体何でかと、でたらめではないかと。何が起きたかといったら、陽性になった人に医者が聞きます。「あなたは、ワクチン接種していますか」と。「はい、しています」と。そしたら、接種しているになるのです。では、いつ接種しましたかと言うと覚えていない。覚えていないというふうにすると、接種していると本人が答えているにもかかわらず、覚えていないとこの人は未接種者にカウントされる。これは厚生労働省がずっとやってきたカウントの仕方なのです。それで、だからワクチンは接種しないと陽性になりますよ、ずっとこのストーリーで流れてきたのです。私は、本当に驚きました。科学的にはワクチンを接種すればするほど免疫力下がると言われていとおりではないかと、結果は。こういうことを、厚生労働省の前段のワクチン接種したほうが陽性になりにくいということです、佐渡市もそれを信じてきたのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 株によって、かなり条件が変わってきているのではないかと私自身は思っています。今オミクロン株になってからは、私自身はワクチン自体重症化を防ぐためというところを考えているわけでございますし、それと議員御指摘の陽性患者等、データを見た中で私が感じたのは、ただ細かい内容が国から来ているわけではないので、お答えにはならないかもしれないのですが、やはりコロナワクチン、特にオミクロン株については、やはり行動様式でかなり変わるのではないかというふうに思っています。ワクチンを打つ、打たないというのも1つありますが、人と接触するかどうか非常に大きな要因になるわけでございます。ですから、そういう点も全部加味しないと本当のデータって取れないのかなというふうに、報道等を見て、私はそう感じたというところでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今市長おっしゃるように、いろいろな観点からやっぱり検証する必要というのはあるのですが、ワクチン接種している人もしていない人も行動はそうは変わりません。だって、やる

ことは同じですから。マスクする、手洗いする、うがいは、そう変わりません。にもかかわらず、ワクチン接種している人のほうが陽性になりやすいというのは明らかに免疫機能が下がるからということ、これも海外でもたくさん研究されていますし、日本でも研究している方がおっしゃっているので、このメカニズムがあるということは少なくとも無視できない。市長は医療従事者でもない、私もそうですけれども、いつもこの議論になるとそこへ落ちがついてしまいますけれども、やはりワクチン接種主体の責任者というのは首長になっていますから、実施者は市長、私はそのように書類で見たように思ったのですけれども、最終的に責任を持つ立場になったときに、いや、それは知りませんでしたというわけにはいかないのではないかと思います。

さて、ワクチン接種と関係して、先ほどシェディングについて答弁漏れがあるということを私が質問させていただきましたけれども、佐渡の行政はシェディングについてはどういう見解でいるのでしょうか。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 一部シェディングという説を唱えていらっしゃる方がいるのは確認しておりますが、それが何らかの健康被害を明らかに及ぼすということになれば、当然国のほうからそういった通達が来ます。現時点でそのような通達は来ておりませんので、対応については一切していません。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 国の通達が恣意的かもしれないというところから、この質問をまずさせていただいております。恣意的かもしれない。先ほどどうやって陽性になった人をカウントするのかと。接種した日を覚えていなければ未接種者というふうにする、これは非常に非科学的なカウントの仕方です。こういうことで通達が来ることを100%佐渡市は信じていいと思っておりますか。ちょっとこういう質問はきついかもしれませんが。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明します。

恣意的であるという判断ができませんので、現在そのような国の対応に沿って、佐渡市も対応を取っております。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 難しいところ御答弁ありがとうございます。

通告させていただきましたこのオセロプロジェクトという全国有志医師の会、このワクチンの接種について警鐘を鳴らしているお医者さんたちの大きな集団ですけれども、有志の方々の発信している要望書の中に、5歳から10歳の子供たちへのワクチン接種は中止してほしい、そして副反応情報等の周知徹底を求めるとのことですが、これについて、中で7つほどこのワクチン接種の危険性が指摘されています。これらそれぞれいろいろありますけれども、これについてはどのように解釈して、7つを一つ一つについて詳しくというわけではなく、大まかに、これが本当に危険性があるものだと確認されたのか、危険性があるかどうか確認していないのかお聞かせください。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） ワクチン接種、新型コロナウイルスワクチンではなくても、全てのワクチ

ンに対しては一定程度の副反応というのはございます。佐渡市ではそういった医療系の医師はいませんので、研究者もいませんので、出された要望書の内容については検討というよりも、それに対しての解釈というのはできておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） ということは研究した医者たちの研究は、軽視していいと思っていると、そういう意味でしょうか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 研究者の研究内容が正しいということで判断されれば、それに基づいて国のほうから指導、指示が来ますので、佐渡市はそれに基づいて対応いたします。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 冒頭から言っているように、国のデータもでたらめかもしれないということは前提にあります。何でそんな恣意的なことをするのかと疑っている人もいます。疑いから始まっているわけでは、この危険性というのではないわけです。1番目に、人類がこれまで体験したことのないメッセンジャーRNAワクチンであること。このメッセンジャーRNAワクチンというのは何か分かりますよね。御説明をお願いします。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 私の知っている範囲では、遺伝子进行操作したワクチンではないかと思いますが、間違っていたら申し訳ありません。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） そうです。今市民生活部長がおっしゃられるとおりです。ですから、全てのワクチンに副反応があるというのは、あくまでも治験が終わった段階で今言えることであって、人類がこれまでに体験したことないメッセンジャーRNAワクチン、これを使っているということは危険なのです。治験について、これは今どういうところですか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 日々治験が進められておりますので、現在私どこまで進んでいるかは存じておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） そういうことも警告を発せられていて、危険性を指摘されているのですから、こんなの調べるのはやっぱり簡単です。どんなに早くてもあと半年とか、これモデルナなのか、それともファイザーなのかによっても違いますけれども、まだ治験は終わっていません。つまり臨床試験中です。日本人だけではないですけども、試験中です。その中で副反応が長期的に中期的にどう出るか分からないと。これ3つ目で言われています。これ危険だということ自体が間違いでしょうか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） その辺りの検証についても国が的確にされるものと思います。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 国は的確ではないということをお先ほどから言わせていただいておりますが、これは国

が的確かどうかの問題ではなくて、科学的にどう検証されているかということなので、研究者の論文に基づいて国が決められているのであれば、私もそれに賛成です。そこまで確認されるのでしょうか。国が、国がと言いますけれども、先ほどから言っていますが、国は本当にカウントの仕方はどうだと、そのレベルだっているのです。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 国、最終決定は政府が決定するものですが、そこに対しては専門家の意見を取り入れて国は決定していると考えております。その内容について佐渡市が調査をする、調べる、確認するという手段は私どもでは持っておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 確認する、しないではなくて、こんなこと市民だって知っています。そのためにこのプロジェクトが、この要望書に基づく根拠は何かという資料、今市民生活部長がお答えになったような、分かりませんなんて言わなくていいように、ちゃんと丁寧に資料をつけているではないですか。ではその資料は、目を通されましたか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 要望書を見させていただいております。ただ、その中身が正しいかどうかは私には分かりません。それが逆に恣意的なものなのかどうかも、正しいものかどうか分かりませんので、判断のしようがありません。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） これは、何でこんなにしつこく聞くかということ、ワクチン接種の必要がない5歳から11歳の子供たちになぜワクチンを接種するのかということ、正しい情報をできるだけ当事者の、子供たちはちょっと分からないと思いますけれども、分かる人もいます。当事者も含め保護者、接種する子と一緒に考えましょうという人たちに情報提供をするべきだということ言われています。子供たちの命と、それから人生がかかっているからです。そうでなければこんなにしつこくは言いません。先ほどから言っているように、やはり厚生労働省が出してくることというのが本当に科学的なのか、全く私は疑問に思っています。どうかそのところは、5歳から11歳のまだ人生が始まったばかりの人たちのことですから、よく研究していただきたいと思います。

そして、例えばシェディングについては、これ伝播というふうになっていますけれども、様々な症状が書かれています。国は、よく因果関係はありませんという言い方をするので、因果関係がないとき、医療従事者どうするかといったら相関関係はありますということです。こういうふうにしたらこうなる、こういうふうにしたらこうなる。因果関係までは分からなくても、こうするとこうなる、こうするとこうなるというところの相関関係で推測をして、ここはもしかすると危険かもしれないということもあります。ですから、相関関係、それは科学的ではないかもしれない。でも、因果関係が分からないから、何もありませんというのも無責任だと。こういうスタンスで、ぜひ研究を佐渡市は佐渡市で続けていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（近藤和義君） 答弁要りますか。

金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 佐渡市でもお子さんのワクチン接種の御案内はしております。御案内の中で基礎疾患のある子、こういう子については重症化の可能性が高いですので、検討してほしいと。ただし、接種するかどうかはかかりつけのお医者さんとまず相談してください、佐渡市のほうでは必ず打ってくださいではなくて、打ったほうがいいです、ただしかかりつけのお医者さんということで、皆さんのほうに通知させていただいております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） ぜひ本当に数少ない佐渡の子供たちですから、命を大切に、人生を本当に真剣に考えて、情報発信をしてあげていただきたいと思います。これは、またいずれ何かの機会に、続けてその後の質問をさせていただきます。

次に、4つ目の佐渡鉦山の朝鮮人強制連行の歴史を忘れない取組についてお伺いいたします。まず、市長に、1995年、これは戦後ちょうど50年です。平成でいうと平成7年8月15日に村山内閣、当時の総理大臣が談話を出しています。このようにです。「日本による植民地支配と侵略への反省とおわびを表明する。わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。敗戦の日から50周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません」。大変重い内容だと思えます。市長は、この反省と、これは国内外に対して、海外だけではなくて、国民に対しても存亡の危機に落とし入れたということで、様々な関係者に対して反省とおわびということ述べておられますが、これをどのように受け止めておられますでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身やはり第一次世界大戦、第二次世界大戦、歴史が様々なものをつくりながら、興しながら現在があるわけですが、いずれにいたしましてもこの過去の歴史から見ても、武力行使というのはもう今あるべきではないというふうに思っておりますし、そういう点でのおわびを内閣がしたということでございますので、やはり我々は侵略したかもしれないですが、侵略された国でもある。侵略されたと言っているのかどうか分かりませんが、最後は攻められた国でもあるわけでございます。そういう点で、やっぱりしっかりと国民、そして他の国へのおわびのしるしを内閣が出したというのは、それは戦争しないという強い意図の下で行われているというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 確かに負けると本当に悲惨なことになるということは、私たちさきのアジア太平洋戦争で経験しました。

それで、先ほどの答弁、私これには6つほど質問させていただいたのですけれども、今市長として見解を述べるデータがないと。データは、実は佐渡博物館の元館長が、今般たばこ台帳のコピーは国のほうに資料として出しているということなのですから、そのほかに当時朝鮮人で労働していた人たちの証言

を収めたテープを持っているということ、それから労使関係にあった、労務管理をしていた方の証言をつづつたものもあるとか言っているのです。ですから、手元にデータがないということはないと思うのですが、ここは御確認されていますか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 市長として申し上げるにはきちっとした事実確認が要るということでございます。そういう点でいろいろな資料があろうが、それがどこのデータに基づいて、どういう形になって、それが正式なものかどうかと考えたときに、御発言をこの場でするかしないかというのは私の判断だと思っておりますので、私自身は今そういう点で様々なことは聞いております。様々なことを見ておりますが、それをどういう形でお言葉にして、話をするかというのは、適切な調査もしくは課題に向けて、いろいろなものを今研究しているというところだというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） この問題、私は世界遺産登録推薦のことを頭に置くと、朝鮮人の動員問題について考えが不純になってしまうので、そうではなくて、今日問題にしているのは人権の切り口です。ですから、世界遺産登録推薦からは完全に切り離して自由に考えていただきたいと思っています。

先ほど読ませていただきました村山総理談話以前から、佐渡と新潟には高い人権意識で今から30年以上も前に人権の問題として、被害者の証言を聞かなければと、同じ過ちを繰り返してはいけなとと考えて証言を集めた運動があります。コリアン強制連行等研究会、そして「過去・未来—佐渡と朝鮮をつなぐ会」、この2つの団体により、新潟市にある韓国総領事館の協力も得て、証言を集めるということを進められました。この加害国の民間団体と被害国の高官が人権の観点から協力して被害当事者に会いに行ったという事業は、日韓の間では唯一の貴重な運動だったのではないかと指摘する人権研究者がいるほどです。佐渡がこの出来事を大切に語り継いでいくことは、日韓両国の平和構築に大きく貢献するのではないかと思います。市長も前向きに、確認する手段があるとすれば確認しようかなという御意思をお持ちでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身は、菅前内閣が出して、閣議決定もされているわけなのですが、あれが今の国の方針だと考えております。基本的に戦時の法律があって、強制的な連行というものはなかったということが出されておりますので、私自身今そういうものを佐渡市として単独で検証するということは考えておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今私が申し上げているのは、何が起きたかを確認することであって、それが強制連行であったかどうかを佐渡市で考えましょう、断定しましょうとかいうことではないのです。大体制度というのは、書き物は立派なのです。ところが、こうやって蓋を開けて中、そこに関わった人たちに実態を聞いてみると、何だ、この制度というのはぼろぼろ穴が開いていて、ひどい実態だったなということが分かります。私が今佐渡市に求めているのは、書き物は立派なのです。書き物だけ見て、強制連行はなかったとか国が言っているかもしれませんが、実際この佐渡の足元に、今御紹介したように新潟市と一緒にあって当事者の方々に、何の政治的な駆け引きもない、世界遺産登録の話ももちろん全然ないときに純粋に聞いて歩いた。一体あの制度の下で何が起きたのでしょうかとって集めたこの証言があるとすれば、

それを確認する御意思がありますかということをお聞きしています。もう一度お答えをお願いします。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 同じ話になりますが、佐渡市単独としては考えておりません。全体の課題整理の中で必要に合わせて取り組んでいくというのが今の方針でございますので、佐渡市単独としては、何度も申し上げますが、考えておりません。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 1990年代の前半ですから、先ほど御紹介しましたが、当事者の方々が「過去・未来一佐渡と朝鮮をつなぐ会」、あるいはコリアン強制連行等研究会の招聘で、相川にもいらっしゃいました、当事者の方が。いろいろ厚生年金の不払いの問題とか、そういうことを手続するために来られた。そのとき相川町長、当時和倉町長を表敬訪問され、そして和倉町長は、当時は御迷惑をかけたこともあったと思います。おわびしたい。これからは理解と協力の中で交流を深めていきたいというふうに言っておられます。そうすると、これを継承するのは佐渡市長ではないかと思いますが、どういうお考えでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 和倉元町長がどのような意図でお話したのか全く分かりませんし、御迷惑というのは何なのか分からない中で、当然戦争の最中でございますので、様々な課題、問題が佐渡だけではなくて、日本全国にあったのだらうというふうに私は想定しておる中でございます。そういう意味で大変だったという思いはあったのかもしれませんが、それを継承するかどうかは全くもって今の状況では分かりませんので、こういう部分も今国、県、市の中で、前段申し上げたように、課題について様々な調査研究のほうを今進めていく中でございますので、そういう点を踏まえながらまた考えていくということが1つですが、全体、考えとしては、この戦争における歴史につきまして、私はやっぱり国全体でしっかりと評価すべき、調査すべき案件だというふうに思っています。それが末端の自治体で、調査不足、調査の人員もそろわない、予算もない中で取り組むというのが本当に適切かというところも私は疑念を持っているところでございますので、全体像としてはそういうふうに思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 人権の問題は、お金がなくてもやるのです、市長。お金がなくてもやったのは、例えばこの中に証言を聞いて集めた映像があります。佐渡島内にあるのです、これ。見た人は、私も実は書き物、いろいろ証言も読みました。ひどいと思ったのですけれども、映像を見て、初めてこれは切な過ぎる。当事者の証言書いてありますけれども、その御家族の思いとか、いろいろな空気感も全部含めて映像というのは伝えてくれます。私は、これは本当に申し訳ないことをしたのだなど。私がやったわけではないです。でも、その責任を継承する立場にある者としては、やっぱり申し訳なかったということは次に伝え続けていきたい。これが当時の和倉町長が今後は理解、協力の中で交流していきたいと言ってきたことだと思うのです。こういうものが佐渡島内にありますし、これはぜひ見て、そして証言というのは書き物も大事です。そして、映像はもっと大事です。こういうものを国に提出するという御意思はありますか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 様々な形で考えておりますので、必要であれば提出いたしますし、必要なければ提出しないということでございますので、そこら辺はしっかりと連携の中で話をしていくということになる

だろうと考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私も1つ大きな裁判に関わったことがあります。それは、慰安婦問題を解決するということです。そのときには証言が一番大きい要素でした。書き物もたくさんあります。日本軍が作って、本当は焼却しろと言ったけれども、焼却されずに残ったものも物すごくたくさんあります。その全部を精査した挙げ句、やはり証言が大事なのです。このDVDの中には証言入っていますし、それから印刷されて、残っている証言もあります。私はこの証言を無視して人権被害を精査するということはできないと、これが世の中の常識だと思いますけれども、市長はどうお考えですか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 何度も申し上げますが、戦争における人権被害については、私はやはり国がしっかりと対応していくべきだというふうに思っていますし、国と国との間での議論、今議員からあったように従軍慰安婦の問題だとか、それだって様々な形があるわけでございます。そこをしっかりと国が議論しながら、どう外交の中でほかの国としっかりとお話を調整していくかということは、まさしく外交政策でございます。そういう中で、当然我々としての役割があればしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますし、そういう面でしっかりと連携ということで先ほどから申し上げておるところでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今市長は、役割があればというふうにおっしゃいました。今年の2月3日、第208回衆議院厚生労働委員会で、宮本委員がこのように質疑をしています。末松国務大臣が答えていますけれども、宮本委員は佐渡鉦山に朝鮮人を強制的に連行した事実を認めるかと聞いています。末松国務大臣は、きちっともう一度調査はしてまいります。知事とも市長ともそういう話はいたしておりますと言って、答弁をしています。ということは国務大臣のほうから、市長も佐渡鉦山に朝鮮人を強制的に連行した事実を認めるかという、その調査をしているということ、要請を受けたということですよ。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 何度も申し上げますが、国、県、市が連携してやっているということは、そういうことでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 国務大臣が強制的に連行した事実について調査をしていくと、知事と市長ともそういう話をしているというところで、私は今の答弁は調査協力をしないとやっているように聞こえるのですけれども、調査協力をしますよね。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。私は、何度も今国、県、市と連携して、様々な課題に向けてお話をしているというふうに言っておりますので、それが国からの調査案件であれば、当然地元自治体として努力すべき案件だというふうに考えております。何度も同じ話をしていると思うのです。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） では、ぜひ証言と、それから映像も見ていただきたいと思います。

次に、外国人労働政策の転換点についてです。これは、ぜひ強制連行の問題と抱き合わせで思ってい

ます。過去に目をつぶるものは、未来にも目をつぶると言われているとおりです。昨年新潟県内で立て続けに起きたことは、まさに佐渡鉱山でさんざん健康被害に遭ってきた労働者とかと全く同じような問題です。募集のときに聞かされた条件と実際が違う。狭い部屋にぎゅうぎゅうで寝泊まりさせられる。時間外労働させて、賃金を支払わない。治療の必要があっても、十分な対応をしない。日本語が十分できず、暴力、暴言といったパワハラに遭ったり、労働組合もないので、処遇改善の交渉もできない。現金を持たせると逃亡すると恐れて、お金は強制的に貯金させられる。逃げ出さないように監視されて、自由がない。これが昨年立て続けに起きた新潟県内の技能実習生たちが訴えていたことです。この問題について、市長は知っていましたか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 当然私は、佐渡市内に起きたことは徹底的に調査をいたしますが、島外で起きたことを全て細かく私が聞くわけにもいきませんので、ニュースの報道等では当然話は聞き及んでおりますが、その中で島内で起きないようにということを徹底していくということが私の大事な仕事だと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今読み上げましたことをひどいと思いませんか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 働くというのは、基本的に労働契約に基づいて行っているわけですので、それがひどいか悪いかということは、もちろんお話聞いた中ではひどいというふうに思いますが、契約の中できちっとその契約を履行するというのが雇用する側、そしてされる側の、これが法律に基づいたことですので、やっぱりそれを遵守すべきだというふうに私は考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 実際先ほどから言っていますけれども、制度はきれいなのです。中身、実態を見るとひどいのです。ですから、これはひどいことが起きています。なぜこれ、ひどいことが繰り返し、過去も今も起こるのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

現在、それから過去、同じようなことが何度も起こるところは非常に問題かと思っておりますけれども、その根本的な原因というところは申し訳ございません。分かりかねます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 日本には外国人差別の意識が根強いからなのです。だから、管理を厳しくすると。これ島内でこういうことがないということを胸張って言えますか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 報告は受けていないということですのでございます。どういうふうに個々のことがなっているか。佐渡は、比較的ケースが少のうございますので、様々な聞き取り等はできているとは思いますが、全てにおいていないように、これからも努力をしていきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 実際佐渡島内で子育てしていらっしゃる方の中にも差別を受けて、なかなか日本で子育てできないと言っていらっしゃる方もいます。こういう声もぜひ聞いていただきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 質問になっていますので、答弁しますか。しませんか。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今私ども移住、定住ということを入り入れていくということでございますので、今後インバウンドのお客様も含めて、外国の方が様々移住、例えば短期で働きに来られるケースもあるかと思っております。そういう部分で受入体制というのはしっかりしなければいけない。人権の問題もその一つだと思っておりますので、佐渡が受け入れやすいように努力というのはこれからもしっかりと続けていかなければいけない課題であるというふうに思っております。

○議長（近藤和義君） 以上で荒井眞理君の一般質問は終わりました。

11時35分まで休憩します。

午前11時23分 休憩

---

午前11時35分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

---

日程第2 議案第56号から議案第58号まで

○議長（近藤和義君） 日程第2、議案第56号から議案第58号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、追加議案の上程をさせていただきます。

議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年の所得が確定したことを受け、本算定を行ったことに伴い、本条例の一部を改正するものです。主な内容は、基礎課税による医療分、後期高齢者支援金並びに介護納付金分の所得割額、均等割額等の改正並びに低所得被保険者及び未就学児への軽減等についての改正を行うものでございます。

議案第57号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,419万1,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では令和3年度分の精算に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金を予算計上するほか、国、県支出金の増額、財政調整基金繰入金を減額計上し、歳出では国民健康保険特別会計の補正予算に伴う一般会計からの繰出金を増額計上するものです。

議案第58号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、国民健康保険被保険者の前年の所得が確定したことを受け、本算定を行った結果、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,076万8,000円を追加するものです。主な補正内容は、歳入については国民健康保険税の減額計上、軽減額増加に伴う一般会計繰入金の増額計上及び国民健康保険事業財政調整基金繰入金を増額計上し、歳出については前年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還金等を増額計上するものです。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 質疑をお願いいたします。議案第56号、国民健康保険税の条例改正についてなのですが、全体として議案56、57、58号について、これ関連いたしますので、一括して質疑をいたします。

まず、市民とするとやっぱり国民健康保険の税金というのは非常に負担としては大きいものであります。まして物価高騰の折、今回のこの条例の改正について市民から、ところで国民健康保険税は上がるのか下がるのかと私も質疑を受けました。予算のところを見ておりますが、よく分からない。資料とすると不足ではないかというのが私の質疑です。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御指摘ありがとうございます。議案のときに出すものが例年同じものを出しておりますので、今後どういったものが必要なのか、あると分かりやすいかが分かれば、また改めさせていただきます。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） これは、議員全体に関わることでありますので、中身について分かるような資料の提出があってもおかしくないのではないですか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 例年に基づいて出ささせていただいております。この部分、また次年度以降も同じように本算定というのが毎年ありますので、そこで改善するかどうかを改めて検討させていただきます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど同じ過ちが何度も繰り返されるとというのは、このことは過去にも何回も私言っているのです。これ本算定でしょう。この予算全体を見るには特別会計のこれ持ってこないと分からないのです。補正の部分しか出ていないでしょう。今後やりますと言うのだけれども、私これ過去にも言っているのだ。さっき人間の過ちはどうして起こるのだと言ったのだけれども、どうしてそういう過ちが起こるのですか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私市長就任してから、今議員からの御指摘は問題だと思っております。そういう中でこの議会が終わり次第、今回言われたものを事務方の中でしっかり調整をして、次どうするという議論をしっかりとくださいということはずっと申し上げておりますが、その議論がされていなかった。正式に議員から、私ちょっと昨年6月定例会の記憶はございませんが、議員から資料の形がまずいという御指摘があったとすれば、それを議論しなかったという点で、事務方同士でしっかりとこの課題解決していくというルールが問題だったというふうに考えておりますので、御指摘につきましては議会終了次第、打合せ自体は行っておりますので、その中でしっかりと議論をさせるということで、そしてまた議会のほうにお話を返すということで取り組んでまいります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） もっともらしいけれども、令和2年6月24日、本会議で求められた資料を提出しますと、これちゃんとあるのだ。これ同じこと言った。人間は、なぜ同じ間違いが繰り返されるのか。ぜひこれ真面目にやってください、本当冗談抜きに。本算定なのだから、資料として市民厚生常任委員会に出す歳入、歳出の上から下までのを出せば済むだけの話なのです。

本題に入っていきますが、先ほどの質疑もありましたが、そうするとあなた方がやるような、今どこまで続くか分からない不景気と円安云々というのがあるでしょう。そこで聞くのだけれども、まず昨年と比べてモデル世帯当たり一体幾らが幾らになるのですか。例えば、ちなみに言っておきます。昨年はあなた方のモデル世帯、家族4人、子供2人、所得300万円。本土に行くのと400万円ぐらいでやるのだけれども、佐渡市は低いから300万円です。基礎控除しかないから300万円の収入に対して15.7%なのです。消費税の一般質問でもありましたが、実際この家庭は基礎控除だけだから、100万円以下の所得の方が47万300円を払うという話なのだ。これどうなりますか。教えてください。1つ目。

2つ目、加入者の状況をこの場合考えなければいけないと思うのです、市長がコロナ対策とか、いろいろなことで景気対策やっているのと同じように。コロナの影響やいろいろなものを受けて滞納をしている世帯の状況はどんなふうになっていますか。それと、収入が確定して本算定をやったのだから、収入の状況も分かるというふうに思うのですが、どうですか。

3点目、国保は歳出に合わせて歳入を決めます。そういう意味でいうと、コロナ禍で医療費がどうだったかというのが極めて重要なのです。それはどんなふうになっていますか。

それでもう一つ、これは当初予算のところにありましたが、就学児童の均等割が国のあれによって初めてやるわけだ。そこに佐渡市独自の18歳未満のものも持っているの、これは何人ぐらいでどうなっていますか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） すみません。ちょっと幾つかあって、漏らすか分かりませんので、申し訳ありません。

最初、モデル世帯の質疑だと思えますけれども、こちらにつきまして所得300万円のモデルケースでいきますと令和4年度は48万5,600円。令和3年度と比較しまして2万8,000円年間増額というふうになっております。

加入者の滞納状況については申し訳ありません。後で市民課長のほうから話をしてもらいます。

収入の状況です。昨年と比べて総所得について若干減少しております。要は佐渡全体、国保加入者の所得額、これについては昨年よりも減少をしております。

それから、未就学児のほう、これも人数だったと思うのですが、こちら数字のほうは市民課長のほうからお願いしたいと思います。

もう一つ、申し訳ありません。コロナの話というのをちょっと聞き漏らしたのですが、どのようなお話でしたか。

○議長（近藤和義君） 就学児童の均等割を聞いています。

○市民生活部長（金子 聡君） 申し訳ありません。就学児の医療費、未就学児の医療費でしょうか。

〔「医療費全体」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（金子 聡君） 医療費全体では減少しております。受診控えということで減少しております。申し訳ありませんでした。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

---

午前11時49分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 未就学児の人数については156人、金額にしまして124万2,000円と減額算定しております。

それから、滞納状況です。今回令和3年度の収納率については96.1%ございました。前年度、令和2年度より0.4%減少しておるといことですので、収納率が96.1%で前年度より減少ということは、滞納割合が増えているということになります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（金子 聡君） 申し訳ありません。1人当たりについては、これ平均にならしますけれども、年間8万1,030円が1人当たりの額となります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 過去の国民健康保険の所管課長も言っていますが、昨年度は幾らで、今年度は幾らで幾ら上がります、1世帯当たり幾ら、モデル世帯幾ら、だから幾らになりますというのは当たり前です、資料。それは常識です。しかも、こんな景気状況の中で、コロナもあって、では医療費は減っている。では、どうすのだというふうに事業計画立てるのでしょうか。あまりにも毎年毎年同じようなこと言ってきた、これ。数字や金額が出てきたら昨年幾らでしたかと聞かれるのは当たり前。違いますか。だから、1人当たりは分かりました。1人当たり幾ら上がって、1世帯当たりだと幾ら上がるのですかと。モデル世帯は、所得300万円の子供2人で2万8,000円上がるということは分かりました。医療費については、昨年は1人当たりの医療費は36万何がしだったのが今年はこちらだから、こういう計算しましたというのが答弁ではないのか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 先ほどの質疑の中で1人当たりのお話はさせていただきました。比較しまして、昨年度よりも512円、1人当たりでは増加、上がります。

それから、1世帯当たりにつきましては11万6,702円で、昨年と比べまして逆に426円減少しております。減少するという部分が低所得者がいらっしゃいます。多いので、そちらの負担軽減の措置取っておりますので、世帯平均でいくと逆に減少してしまいます。

それから、先ほどモデルケースのお話しさせていただきましたけれども、昨年より2万8,000円増加いたします。

もう一つ、最後の1人当たりの医療費については、申し訳ありません。ただいま資料を持ち合わせておりません。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（近藤和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出一括して行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第57号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を終結します。

議案第58号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出一括して行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第58号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第58号までについては、御手元に配付してあります委員会追加付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第3 行政報告

○議長（近藤和義君） 日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 報告第11号 一般社団法人佐渡観光交流機構の経営状況についての差し替えについて。6月10日の本会議で報告しました報告第11号 一般社団法人佐渡観光交流機構の経営状況について、令和3年度一般財団法人佐渡観光交流機構事業報告と令和4年度一般財団法人佐渡観光交流機構事業計画が不足しておりましたので、不足した資料を追加し、改めて提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 初日の提案をしたときに皆さん方が言っているように、地方自治法第243条の3第2項に基づく中身、それで施行令でも不足しているものがあるのではないのですかと聞いたにもかかわらず、ないとかいろいろあって、こうなったのだけれども、何でこんなことが起きたのか。つまり昨年もおととしも今回差し替えたような中身でやっているわけです。これどうしてこんなことが起きたのか、まず一つお尋ねしておきたいというのが1つです。

今言ったように施行令、法律に関して非常に書類が不足していたということですから、皆さん方が出すときにそういう視点で見なければいけないと思うのです。駄目な議会だから、まず通るだろうという話ではないと思うので、そこを聞いておきたいと思います。

具体的にやっと分かりやすくなったので、4点ぐらい聞きたいというふうに思っています。1つは、昨年度の市長の答弁でも自立できるようにしていかなければならないというようなことも言っているわけなのだけれども、こういう取組はどうだったのか。しかもコロナ禍ということがあって、なかなか厳しかったというのは私分かるのです。だけれども、答弁そのままと言うと観光振興課との役割、そこをまず明確にしたいと昨年度から進んでやっているというふうに言っているわけですが、コロナという影響もあったのですが、どうなのか。ちなみにDMOの計画をもととの計画書で見ると、あくまでも民間の自助努力により自立を目指す取組だと言っているのです、具体的にどういう取組がなされたのかお尋ねをしたいということであります。

2点目ですが、負担金が増えたから、何で増えたのですかと聞いたら、人件費が増えたので、負担金を増やしましたという答弁だったです、初日。一体全体この負担金のルールはどうなっているのですかということを知りたい。法定の負担金ではなくて、任意の負担金です。ここにたまたま皆さん方も見ている歳入歳出の科目解説書を持ってまいりましたが、任意の負担金の場合は取り決められた内容に基づいて負担をするのだと。でたために負担するというものではないというのが、これも法の趣旨ですが、どのようなことになっているのかお尋ねをしたい。

3点目、ページ数でいうと25ページを見れば分かるのですが、会費の収入です。本部の会費の収入は減りましたが、支部の会費は増えている。初日で市長がいろいろな企業を呼んできているから、これでしたのかと言ったら、そんなようなことを言わなかったのだけれども、この増減はどういうことなのかということ。

4点目、気になるのは委託費の収入の関係です。昨年度までは広域観光連携の推進業務委託と関係人口の拡大辺りが載っていましたが、今年はゼロでしょう。これからは世界遺産でございませう、観光でございませう、交流人口云々ということであるので何でこれがゼロなのかよく分からない。これ当初予算にも関わることなのですが、お答え願いたい。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

書類の不足の部分につきまして、どうしてこのようなことが起こったかということですが、全

くそのとおりでございまして、何とか分かりやすい資料というような形で精査をしておりましたけれども、その中で法令に基づく書類がないというところに気づきませんで、そのとおりにしているものと思い込んでしましまして、そのとおりに提出してしまいました。全く確認ができていなかったというところで、それにつきましては、私、議会に出す書類について責任を持つ立場として見落としておったということでございます。大変申し訳ございませんでした。以後このようなことがないように、きちんと対応してまいりたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

まず、負担金の積み上げとございますか、額の設定につきましては、人件費の積み上げにより負担金のほう設定をさせていただいているというものでございます。

また、経営の自助努力という面につきましては、昨年度はやはりコロナ禍の影響があったというふうな理解をしているところでございます。事業的にはなかなか困難な面があったというふうな理解でございます。

また、委託費の関係で、これが少なくなっているというものにつきましては、昨年度と異なりまして、事業名称が異なった関係で委託料のほうが減っているというものがございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 総務部長、失念していたか何していたか分からないのですけれども、少なくとも議会がDMOを直にやるというのはこの報告なのです。あなた方も見ていてどうなのかと。先ほどの話ではないけれども、昨年度並みに出しておけばいいというのが大体行政の対応だと思うのだけれども、わざわざ抜いたということは、これすごい落ちだと思のです。また、これは所管委員会でもじっくりやってみますが、どうなのか。感想があればもう一度。

観光振興部長、聞いたのは、負担金はこの科目解説書もそうだけれども、人件費が増えたから増えるという、そういう協定とかルールとかがちゃんとあるのか。今回1,000万円増やしているわけでしょう。普通の例えば文化財団あたりでいうと、1人500万円としても、2人分増やしているという話だ。それは、ルールがなければ駄目なのです。これまたまですすが、指定管理の財政援助団体の監査報告がありますが、指定管理においても協定がちゃんと履行されているかというような指摘をしているのです。これ2022年3月29日のやつ出ているのだけれども。この負担金をやる、負担金って補助金と似たような性格を持つわけです、法的ではない任意というものは。だとするならばやっぱり協定なり、ルールなり、要綱なりがなければならぬと思う。あるのですね。しかも、このDMOの予算全体の昨年度は81.5%でしたが、今年度は76.5%。コロナの影響で若干減ったのだらうけれども、市のお金で動いている団体。自立する、しないということというならば、やっぱりこれ検討もしなければいけない。そういう意味でいうと人件費が増えたから、丸抱えというのはおかしな話だと私は思う。本来DMOそのものが稼げるようなことを進めていかなければならぬけれども、コロナ禍の中で大変だったというのは分かるのです。公費を支出するので、負担金についてルールがしっかりあるのですね。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

負担金につきましては、あくまでも明確なルールというものがなく、今年度につきましては人件費、こちらの観光交流機構の臨時職員の人件費について、市の会計年度任用職員並みに引き上げたということもございまして人件費が増額したということもございまして、それによって、ちょっと明確なルールはございませんが、それが大きな理由ということになります。

また、稼げるようになるということにつきましては、やはり市と観光交流機構の役割分担、市のほうはあくまでも目指すべき観光地である、そういったものの戦略を立て、その戦略に基づく事業のほうを実行するというような形でDMOの役割があるというふうに認識はしておりますので、そのような形で稼ぐ団体になるというようなことで進んでいってほしいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 不足していたものが意図的、故意的に抜いてあると、そのような形ではございません。単純に抜けておるのを確認できなかったということもございまして、意図的に行っておるということはございません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 2点聞きます。

やっぱり負担するときには要綱なりなんなり要るのではないのですか。市の幹部クラスの職員も出向で派遣しているわけでしょう。やっぱりこれルールがないというのは問題だと思うのだけれども、市長、どうですか。

それともう一つ、観光振興部長に聞くのだけれども、先ほど関係人口の拡大の委託はほかの事業に振り替えたということがあるのだけれども、ちょっと事業報告のどこを見るとそんなことが書いてあるのですか。しかも、この表記の仕方からすると事業終了ですから、確かに事業としては終了なのでしょう。私でいうと事業は終了したけれども、何とかに振り替えたぐらいにしておくのだけれど。ちょっと教えてください。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 負担金のルールにつきましては、当然予算ですから、議会に御説明しながらやっているわけでもございますので、そこでまずしっかりとルールを決めていくというのが1つあると思います。それで、その中で協定等のルールということになると、当初つくるときに結ぶようなケースもございまして、全体的にDMOはよそにもたくさんあるわけでもございまして、年次で大きく変更する業種でもあることも事実でございます。透明性を高めていかなければいけないというのも事実でございますし、その辺も加味しながら、ちょっと他市の調査研究も含めながら、負担金の在り方についても再度考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

---

午後 1時46分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今ほど御質疑いただいた件でございますが、詳細な振り分けの数値を持ち合わせてございませんが、当初予算とは異なり、各事業のほうに振り分けられておるものでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第4 議案第53号撤回の件

○議長（近藤和義君） 日程第4、議案第53号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和4年6月10日に提案いたしました議案第53号 字の変更について（鷺崎地内）でございます。提案後に要望地域から、要望内容を変更したいという旨の申出がございました。我々としては、当初の話と状況が変わるわけでございますので、詳細についてしっかり確認しなければいけない。その時間は今定例会中ということで、とてもないということを考えまして、議案第53号の撤回の承認を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤和義君） これより質疑に入ります。

議案第53号撤回の件についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理君。

○13番（荒井真理君） これは、議員全員協議会や上程のときの本会議でも質疑はしてきましたが、どうして撤回になるのかという理由が今の御説明では市民の皆さんには分からないので、ここはもう少し丁寧に御説明をお願いします。今回撤回したら、次は上程するのかしないのかとか、それも含めて御説明をお願いします。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

字の変更の地域につきまして、関係集落のほうから要望が出てきております。それで、地番等も含めた形で要望の書類を受け取りまして、議案として提出させていただきました。その要望の地番等の中身につきまして誤りがあったので、変えていただきたいということが議案として提案した後に出てきました。その内容につきましては、地番として削除するもの、それから追加をするものというものがございました。地番の追加等に関しましては、基本的には法務局等において、その番地の所在とか、そういったものを確認の上、私どもも議案として上げております。その作業も要りますし、最終的に全体をきちんと確認する

ためには、この定例会の中で再度提出するということはなかなか難しいと判断をさせていただきましたので、まずは撤回をさせていただき、内容等ができた段階で、本定例会ではなく、この後の議会のほうに提出すべく対応していきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） いろいろなところから情報が入ってきて、これがちょっといろいろな質疑が出ているということで話題になったのだと思うのですが、1つの集落でこの間の日曜日、何か会合があったというふうに聞いたのですが、その情報はお持ちでしょうか。その会合ではこの議案に書かれているような内容は認めないようなことを決めたとか、それは私はうわさ話ですから、分かりません。ただ、そうであれば、後の議会でまた上程しますということなのだと思いますけれども、私たち佐渡市議会として混乱しますので、いろいろな事実はきちんと確認をして、後の議会でまた、いつ上程するのか分かりませんが、今回はたまたま地番とか細かいところで誤りがあったということですが、仄聞したところはもっと大きい問題になりかねないので、今度上程するときにはよく確認をしていただきたいと思います。そのようにお願いできますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 当然きちんと確認をさせていただきまして、上程できるような状態になった形で提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第53号撤回の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第53号撤回の件について採決をいたします。

議案第53号撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

---

○議長（近藤和義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は6月28日火曜日午後1時30分から今期定例会最終日の議事を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時52分 散会